

平成30年度 岩内町特定事業主行動計画の実施状況

1. 主旨

平成28年3月に策定した「岩内町特定事業主行動計画」の実施状況について、次世代育成支援対策推進法第19条第5項及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第15条第6項の規定に基づき公表します。

2. 実施状況

1) 育児休業等を取得しやすい環境の整備等

○育児休業取得率

【数値目標: 男性職員取得率3%、女性職員取得率100%】

区分	対象職員数	取得者	取得率
男性職員	11人	0人	0.0%
女性職員	3人	3人	100.0%

○男性職員の配偶者出産休暇、育児参加のための休暇の取得割合

【数値目標: 配偶者出産休暇、育児参加のための休暇取得率 100%】

区分	対象職員数	取得者	取得率
配偶者出産休暇	3人	2人	66.7%
育児参加のための休暇	3人	0人	0.0%

- ・出産を控えている男女に対し、各種両立支援制度(育児休業、配偶者出産休暇、育児参加のための休暇等)の利用促進やキャリアプランに関する助言を行うこととしています。
- ・育児休業の取得の申し出があった際、代替措置として臨時職員を確保することとしています。

2) 時間外勤務の削減

【数値目標: 常勤職員平均超過勤務時間 月30時間以内】

区分	超過勤務時間(年間計)	対象職員数	平均時間(1ヶ月あたり)
平成30年度	22,647時間	110人	17.2時間

- ・毎週水曜日にノー残業デーであることを庁内放送にて周知し、定時退庁を促しています。
- ・「時間外勤務縮減に向けた取組方針」に基づき、事前命令の徹底や超過勤務時間が45時間を超えた職員の業務内容及び今後の見通しに関する報告を義務づけるなど、全庁的な取り組みを実施しています。

3) 休暇取得の促進

【数値目標: 職員平均年次有給休暇取得日数 10日】

区分	年次休暇取得日数(年間計)	対象職員数	平均日数(1人あたり)
平成30年度	2,166日	159人	13.6日

- ・月曜・金曜やゴールデンウィーク等と組み合わせての連続休暇の取得を推奨するなど、効果的な取得を推進しています。
- ・職員に対して、特別休暇(子の看護休暇、育児参加休暇など)の周知を行うなど、子育て世帯等に対する理解度を高め、休暇を取得しやすい環境づくりに努めています。

4) 女性職員の採用・配置・育成に関する取組

○採用者の女性割合

【数値目標: 採用者の女性割合 30%以上】

区分	採用者数	うち女性	割合
事務職員	3人	1人	33.3%
保健師	0人	0人	0.0%
保育士	0人	0人	0%
技師	0人	0人	0.0%
合計	3人	1人	33.3%

○管理職地位にある職員に占める女性割合

○係長相当職以上の女性割合

【数値目標: 管理職地位の女性割合10%以上、係長相当職以上の女性割合25%以上】

区分	職員数	うち女性	割合
部長	6人	0人	0.0%
課長	24人	3人	12.5%
管理職の計	30人	3人	10.0%
係長	47人	16人	34.0%
係長相当職以上の計	77人	19人	24.7%

○平均継続勤務年数の男女の差異

【数値目標: 平均継続勤務年数の男女の差異1年以下】

区分	継続勤務年数	対象職員数	平均年数(1人あたり)
男性職員	1,726年	107人	16.1年
女性職員	756年	51人	14.8年

- ・女性職員の配置について偏りがなく、配慮しています。

5)子育てバリアフリー

- ・子ども連れの方々が気兼ねなく来庁できるよう、住民の方に対する声かけや庁舎内の子ども向け待合スペースの設置、職員に対して応接対応の研修を実施するなど、利用しやすい環境づくりに取り組んでいます。

6)子どもを交通事故から守る活動の実施や支援

- ・交通事故予防について庁舎内へのポスター掲示などを行うほか、職員に対しても特に長期休暇前などの呼びかけを行うことにより、交通安全意識の高揚を図っています。